

大阪市市税条例の一部を改正する条例急決専決処分報告について

地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）が平成28年4月20日に公布され、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の一部が同日から施行されることに伴い、大阪市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成28年5月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第35条の4の5の次に次の1条を加える。

（法人の市民税の特定寄附金税額控除）

第35条の4の6 法人税法第121条第1項（同法第146条第1項において準用する場合を含む。）の承認を受けている法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号。第3項において「平成28年地域再生法改正法」という。）の施行の日から平成32年3月31日までの間に、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下この項及び第3項において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）

に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この条において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。）の第52条第1項（第34条の3第1項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき市民税の法人税割額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市民税の法人税割の課税標準たる法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の15に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項並びに第53条の3、第53条の4及び第53条の4の2第1項（同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第4項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の市民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の市民税の法人税割額とする。）の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

- 2 前項の規定は、第52条第1項、第7項若しくは第8項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当す

ることを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、第52条第1項の規定による申告書（法人税法第71条第1項の規定による法人税の申告書（同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）、同法第74条第1項の規定による法人税の申告書、同法第144条の3第1項の規定による法人税の申告書（同法第144条の4第1項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第144条の6第1項の規定による法人税の申告書に係る部分に限る。）に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

- 3 連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は当該連結親法人との間に第52条第4項に規定する連結完全支配関係がある連結子法人（同条第2項に規定する連結子法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第4項に規定する連結申告法人に限る。）が、平成28年地域再生法改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度（以下この項において「寄附金支出連結事業年度」という。）の第52条第4項、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき市民税の法人税割額から、当該寄附金支出連結事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出連結事業年度の法人税の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市民税の法人税割の課税標準たる個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の15に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除するものとする。この場合において、当該連結親法人又は連結子法人の寄附金支出連結事業年度における控除額が、当該連結親法人又は連結子法人の当該寄附金支出連結事業年度のこの項並びに第53条の3、第53条の4及び第53条の4の2第2項（同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場

合及び同条第4項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないで計算した場合の市民税の法人税割額の100分の20に相当する額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

- 4 前項の規定は、次に掲げる連結親法人又は連結子法人については、適用しない。
 - (1) 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
 - (2) 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
 - (3) 清算中の連結子法人
- 5 第3項の規定は、第52条第4項、第7項若しくは第8項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、第3項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、第52条第4項の規定による申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。
- 6 第1項又は第3項の規定の適用がある場合における第53条の4の3の規定の適用については、同条中「)の」とあるのは「)並びに第35条の4の6第1項又は第3項の」と、「まず第53条の3」とあるのは「まず同条第1項及び第3項」と、「次に」とあるのは「次に第53条の3の規定による控除、」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市市税条例第35条の4の6の規定は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税について適用する。

大阪州市税条例 (抄)

第35条の4の5 省 略

(法人の市民税の特定寄附金税額控除)

第35条の4の6 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)

の承認を受けている法人が、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号。第3項において「平成28年地域再生法改正法」という。)の施行の日から平成32年3月31日までの間に、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下この項及び第3項において「認定地方公共団体」という。)に対して当該認定地方公共団体が行つたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体の作成した同条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この条において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。)の第52条第1項(第34条の3第1項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき市民税の法人税割額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の合計額(2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市民税の法人税割の課税標準たる法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の15に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項並びに第53条の3、第53条の4及び第53条の4の2第1項(同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第4項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないで計算した場合の市民税の法人税割額(当該法人税割額のうち法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の市民税の法人税割額とする。)の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

2 前項の規定は、第52条第1項、第7項若しくは第8項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、第52条第1項の規定による申告書（法人税法第71条第1項の規定による法人税の申告書（同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）、同法第74条第1項の規定による法人税の申告書、同法第144条の3第1項の規定による法人税の申告書（同法第144条の4第1項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第144条の6第1項の規定による法人税の申告書に係る部分に限る。）に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

3 連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は当該連結親法人との間に第52条第4項に規定する連結完全支配関係がある連結子法人（同条第2項に規定する連結子法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第4項に規定する連結申告法人に限る。）が、平成28年地域再生法改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度（以下この項において「寄附金支出連結事業年度」という。）の第52条第4項、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき市民税の法人税割額から、当該寄附金支出連結事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出連結事業年度の法人税の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市民税の法人税割の課税標準たる個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の15に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除するものとする。この場合において、当該連結親法人又は連結子法人の寄附金支出連結事業年度における控除額が、当該連結親法人又は連結子法人の当該寄附金支出連結事業年度のこの項並びに第53条の3、第53条の4及び第53条の4の2第2項（同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。））においてみなして適用する場合及び同条第4項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の市民税の法人税割額の100分の20に相当する額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

- 4 前項の規定は、次に掲げる連結親法人又は連結子法人については、適用しない。
- (1) 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
 - (2) 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
 - (3) 清算中の連結子法人
- 5 第3項の規定は、第52条第4項、第7項若しくは第8項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、第3項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、第52条第4項の規定による申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。
- 6 第1項又は第3項の規定の適用がある場合における第53条の4の3の規定の適用については、同条中「)の」とあるのは「)並びに第35条の4の6第1項又は第3項の」と、「まず第53条の3」とあるのは「まず同条第1項及び第3項」と、「次に」とあるのは「次に第53条の3の規定による控除、」とする。

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略